

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情公推第2号-1
平成23年6月29日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成22年11月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H22) 苦情事案13：平成22年11月9日付け 対象文書を特定しない いんぺいのため対象文書を特定しない ・建、担当者が勝手な解釈をしてくだまそうとした(11/9) ・不明な場合内容で記載するときちゃんと対象文書を特定しない。</p> <p>2 調査の概要 平成22年11月 9日 苦情の申出書の受付 平成23年 1月25日 千葉県知事(以下「実施機関」という。)への書面による調査 平成23年 2月10日 実施機関(県土整備部建築指導課)から調査回答書受付 平成23年 2月15日 実施機関(県土整備部安房地域整備センター)から調査回答書受付 平成23年 6月 3日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 本事案は、開示請求された際の、実施機関による対象文書の特定に関する苦情であると認められる。 (1) 県土整備部建築指導課担当者が勝手な解釈をしてくだまそうとした(11/9)と主張することについて 当職による実施機関に対する調査及び千葉県情報公開審査会答申等公表文書によると、建築指導課担当者の窓口対応は、開示請求書受付時の安房地域整備センターにおける窓口対応を踏まえたものであり、建築計画概要書に関する誤った解釈を行うなどの事実は認められないことから、苦情申出人の主張する事実は見受けられない。 (2) 不明な場合、内容で記載するときちゃんと対象文書を特定しないと主張することについて。 当職による実施機関に対する調査によると、開示請求書受付時の実施機関における窓口対応において請求内容の確認及び対象文書の特定を行っており、苦情申出人の主張する事実は見受けられない。</p>
調査委員	菅野 泰、澤田成雄

第4号様式 (第9条第1項)

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 号 - 2

平 成 2 3 年 6 月 2 9 日

〇 〇 〇 〇 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成22年11月9日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容</p> <p>(22) 苦情事案14：平成22年11月9日付け 異議申立ての決定による開示決定の方法がでたらめである 政法担当者が手続きを理解していない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再決定にも教示で異議申立てしてから裁判としている。 ・異議申立ての決定後の決定通知書の書式がきちんと制定していない ・文書番号がダブっていた。(再決定と異議申立ての決定) <p>2 調査の概要</p> <p>平成22年11月 9日 苦情の申出書の受付 平成23年 1月28日 千葉県知事(以下「実施機関」という。)への書面による調査 平成23年 2月14日 実施機関(農林水産部安房農林振興センター)から調査回答書受付 平成23年 2月28日 実施機関(総務部政策法務課)から調査回答書受付 平成23年 6月 3日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果</p> <p>本事案は、不服申立て及び不服申立て一部認容決定に従い、改めて行った開示決定等に係る手続きに関する苦情であると認められる。</p> <p>(1) 政法担当者が手続きを理解していないと主張することについて。</p> <p>当職による実施機関に対する調査によると、政策法務課政策法務室担当者は苦情申出人に対し適切に対応しており、苦情申出人の主張する事実は見受けられない。</p>
------	--

	<p>(2) 再決定にも教示で異議申立てしてから裁判としているとの主張及び異議申立て後の決定通知書の書式がきちんと制定していないとの主張について。</p> <p>当職による実施機関及び関係書類の調査によると、行政事件訴訟法の規定に基づき処分取消訴訟は、直ちに訴えを提起することが可能であることから、再決定にも教示で異議申立てしてから裁判としているとの主張について、その事実は見受けられない。</p> <p>また、実施機関は、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成13年3月7日制定。以下「要綱」という。）の第5の7（4）の規定により異議申立て後の決定通知書の書式は制定されていることから、異議申立て後の決定通知書の書式がきちんと制定していないとの苦情申出人の主張について、その事実は見受けられない。</p> <p>(3) 文書番号がダブっていた（再決定と異議申立ての決定）と主張することについて。</p> <p>当職による実施機関に対する調査によると、異議申立ての決定と再度の部分開示決定を同一の起案で処理したことにより同一の文書番号が付されたとのことであり、実施機関の事務処理に特段不適正な点はないが、枝番号処理を行う等、異なる文書番号を付することが望ましい。</p>
調査委員	井上隆行、橋本安弘

第4号様式（第9条第1項）

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 号 - 3

平 成 2 3 年 6 月 2 9 日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議

会長 多賀谷 一照

平成22年11月26日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	<p>1 苦情の内容 (H22)苦情事案15：平成22年11月26日付け 保有していないという情報開示を求めたが、故意に決定通知書を発行しない 10日以内に決定通知が発行できるのに12月定例県議会で追及されないよう不作為 H22、11、9付受付915番で知事部局総務課と同時に同一内容で請求したが、総務課がH22、11、18付で不開示決定している。</p> <p>2 調査の概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">平成22年11月26日</td> <td>苦情の申出書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成23年1月17日</td> <td>実施機関（千葉県知事及び千葉県監査委員）への書面による調査</td> </tr> <tr> <td>平成23年2月7日</td> <td>実施機関（千葉県監査委員）から調査回答書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成23年2月7日</td> <td>実施機関（千葉県知事）から調査回答書の受付</td> </tr> <tr> <td>平成23年6月3日</td> <td>苦情処理調査部会で審議</td> </tr> </table> <p>3 処理結果</p> <p>(1) 本事案は、千葉県情報公開条例（千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があった日から実施機関が条例第12条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）を行った日までの期間に関する苦情である。</p> <p>(2) 実施機関の説明要旨は次のとおりである。 実施機関に調査したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>ア 実施機関のうち監査委員に調査したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 監査委員事務局調整課では、本事案に係る行政文書開示請求書の記載及び苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）に確認した内容から、「総務部管財課長が『共通消耗品』として定める226</p>	平成22年11月26日	苦情の申出書の受付	平成23年1月17日	実施機関（千葉県知事及び千葉県監査委員）への書面による調査	平成23年2月7日	実施機関（千葉県監査委員）から調査回答書の受付	平成23年2月7日	実施機関（千葉県知事）から調査回答書の受付	平成23年6月3日	苦情処理調査部会で審議
平成22年11月26日	苦情の申出書の受付										
平成23年1月17日	実施機関（千葉県知事及び千葉県監査委員）への書面による調査										
平成23年2月7日	実施機関（千葉県監査委員）から調査回答書の受付										
平成23年2月7日	実施機関（千葉県知事）から調査回答書の受付										
平成23年6月3日	苦情処理調査部会で審議										

品目に係る企業庁及び警察本部との単価比較表」の開示を求める開示請求であると判断した。

企業庁に係る定期監査等に係る業務を所管している調整課企業・審査室において「共通消耗品」が定められた平成22年度会計分について、本事案に係る行政文書開示請求書を受け付けた日までに実施した定期監査及び随時監査に係る職員調査に係る「平成22年度会計職員調査復命書（企業庁）」簿冊及び「平成22年度会計随時監査復命書」簿冊を確認し、本件開示請求に係る行政文書は保有していないことを確認したものである。

本事案に係る行政文書不開示決定は、平成22年11月24日に行い、行政文書不開示決定通知書を同日付けで施行しており、本事案に係る開示請求については、条例第13条第1項に定められた「開示請求があった日から30日以内」の期限内において、できるだけ速やかに処理を行っている。

(イ) 監査委員事務局監査課では、本事案に係る行政文書開示請求書の記載及び申出人に確認した内容から、「総務部管財課長が『共通消耗品』として定める226品目に係る企業庁及び警察本部との単価比較表」の開示を求める開示請求であると判断した。

知事部局、教育庁、行政委員会及び警察本部に係る定期監査等に係る業務を所管している監査課において「共通消耗品」が定められた平成22年度会計分について、簿冊を確認し、本件開示請求に係る行政文書は保有していないことを確認したものである。

本事案に係る行政文書不開示決定は、平成22年11月24日に行い、行政文書不開示決定通知書を同日付けで施行しており、本事案に係る開示請求については、条例第13条第1項に定められた「開示請求があった日から30日以内」の期限内において、できるだけ速やかに処理を行っている。

イ 実施機関のうち千葉県知事に調査したところ、次のとおり説明があった。

総務課では、本事案に係る開示請求は「管財課の行う共通消耗品の集中調達に係る単価契約に関する資料、企業庁及び警察本部における同様の資料及びこれらを比較するために作成した資料」の開示を求める開示請求であると判断した。

本事案に係る開示請求に係る行政文書については、簿冊に編冊された文書の確認及び職員に対し口頭で確認を実施し、開示請求に係る行政文書を保有していないため、申出人に対し行政文書不開示決定を行った。

総務課では、平成22年度から開始した消耗品の集中調達業務について、管財課、企業庁及び警察本部の調達単価を調査、比較検討等した経緯も確認されなかったことから本事案に係る開示請求に係る行政文書を保有していないと判断した。

本事案に係る行政文書不開示決定書は、平成22年11月18日付けで施行している。

	<p>(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</p> <p>ア 開示決定等の期限について</p> <p>条例第13条第1項の規定により、実施機関は、行政文書の開示請求があった日から30日以内に当該行政文書の開示決定等を行わなければならない。</p> <p>千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成13年3月12日制定）第13条【解釈及び運用】1後段では、実施機関は、速やかに開示決定等を行うよう努めるものとされている。</p> <p>イ 実施機関のうち千葉県知事について</p> <p>本事案に係る行政文書開示請求について、千葉県知事は、当該行政文書開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に行政文書不開示決定を行っている。</p> <p>開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に行政文書不開示決定を行う場合には、開示請求に係る行政文書の保有の有無を確認する必要がある。</p> <p>千葉県知事は、本事案に係る事務を担当する総務課において、平成22年度から開始した消耗品の集中調達業務について、管財課、企業庁及び警察本部の調達単価を調査、比較検討等した経緯は確認されないうも説明しており、本事案に係る行政文書開示請求について、千葉県知事が行った当該行政文書開示請求に係る行政文書の保有の有無の確認に不適正な点は認められない。</p> <p>したがって、千葉県知事の行った事務に不適正な点はない。</p> <p>ウ 実施機関のうち千葉県監査委員について</p> <p>本事案に係る行政文書開示請求について、千葉県監査委員は、当該行政文書開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に行政文書不開示決定を行っている。</p> <p>開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由に行政文書不開示決定を行う場合には、開示請求に係る行政文書の保有の有無を確認する必要がある。</p> <p>本事案に係る行政文書開示請求について、千葉県監査委員は、当該行政文書開示請求に係る行政文書の保有の有無を適切に確認しており、千葉県監査委員が、速やかに開示決定等を行うよう努めていないとは認められない。</p> <p>また、本事案に係る開示請求があった日から千葉県監査委員が開示決定等を行った日までの期間は、条例に違反するものではない。</p> <p>したがって、千葉県監査委員の行った事務に不適正な点はない。</p>
調査委員	伊藤 さやか、藤井 公雄

第4号様式（第9条第1項）

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 2 号 - 4
平成23年6月29日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長 多賀谷 一照

平成22年11月30日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

<p>処理結果</p>	<p>1 苦情の内容 (H22)苦情事案16：平成22年11月30日付け H22、10、20安整949号西条幼稚園分 頁を記入しなければならないのにしなかったことを隠すために拡大コピーして閲覧させた 不法行為の隠ぺい 建築基準法が改正され構造計算書の通し頁が記入されなければならなくなった。確認申請書の不備または差し換えを隠すため、頁が写らないように拡大 コピーし閲覧させた。</p> <p>2 調査の概要 平成22年11月30日 苦情の申出書の受付 平成23年 1月 6日 千葉県知事（以下「実施機関」という。）への原本提出依頼 平成23年 1月19日 実施機関より原本提出 平成23年 2月 9日及び15日 調査委員による原本確認 平成23年 6月 3日 苦情処理調査部会で審議</p> <p>3 処理結果 (1) 本事案は、実施機関が苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）に対して閲覧させた、開示請求に係る対象文書のコピーの方法に関する苦情であると認められる。 (2) 申出人は、苦情の申出書に申出人が閲覧した文書の写しを添付してきたことから、苦情処理調査部会では、実施機関に当該文書の原本を提出させ、それぞれ比較してみたが、申出人の主張するような対象文書の拡大コピーは認められなかった。 (3) よって、申出人の主張する事実は確認できず、実施機関の情報公開に係る事務処理に不適正な点は認められない。</p>
<p>調査委員</p>	<p>菅野泰、柳瀬雄太</p>